

## 公 告

京都市交通局高速鉄道事業駅業務の一部を財団法人京都市交通事業振興公社に委託するに伴い、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日まで、財団法人京都市交通事業振興公社を京都市交通局公金収納受託者とし、京都市交通局高速鉄道事業の旅客運賃等の収納事務を委託します。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田 與三右衛門

(交通局高速鉄道部運輸課)